

川西市一般廃棄物処理基本計画（案）

修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
【概要版】 表紙	表紙の写真 美化衛生部庁舎の写真	表紙の写真 <u>収集作業の写真</u>	ご意見を踏まえ、写真を差し替えました。
【概要版】 1ページ 計画策定の趣旨	本計画 では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて川西市（以下、「本市」という。）が策定するもので、本市では平成25（2013）年3月に令和4（2022）年度を目標年度とする 「一般廃棄物処理基本計画」 を策定し、ごみの減量目標等の達成を目指し、市民・事業者などの各主体と協力し様々な取り組みを進めてきました。近年のごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえ、新たな 「川西市一般廃棄物処理基本計画」 を策定します。	<u>川西市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）</u> では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて川西市（以下、「本市」という。）が策定するもので、本市では平成25（2013）年3月に令和4（2022）年度を目標年度とする <u>前計画</u> を策定し、ごみの減量目標等の達成を目指し、市民・事業者などの各主体と協力し様々な取り組みを進めてきました。近年のごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえ、新たな <u>本計画</u> を策定します。	追加・修正しました。
【概要版】 1ページ 計画の期間	本計画では、令和6年度を計画の初年度とし、8年後の令和13年度を目標年度としています。 また、数値目標については、社会情勢や法制度の改定等の変更があった場合、必要に応じて見直しを実施します。	本計画では、令和6（ <u>2024</u> ）年度を計画の初年度とし、8年後の令和13（ <u>2031</u> ）年度を目標年度としています。 また、数値目標については、社会情勢や法制度の改定等の変更があった場合、必要に応じて見直しを実施します。	西暦を追記しました

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【概要版】 1 ページ 目標値</p>	<p>※令和4年度実績は822g となっております。</p>	<p>1人1日当たりごみ排出量 <u>・(右矢印上部に) マイナス91g※</u> <u>・ごみ袋の絵</u> <u>・※91gを身近なものの重さで例えると、卵約2個分の重さです。</u> <u>〈参考〉令和4(2022)年度実績は1人1日当たりごみ排出量は822gで目標を達成しました(前計画の目標値は828g)。また、同年のリサイクル率は26.0%となっています。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、追記・修正しました。</p>
<p>【概要版】 2 ページ 施策体系</p>		<p><u>1 2R(ごみの発生抑制、再使用)の徹底</u> <u>※循環型社会形成基本法で規定されているリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rに、リフューズ(拒む)とリペア(修理)を加えて5Rといい、循環型社会の形成に必要とされています。その中でも、特に社会経済システムの構築を目指すため、リデュースとリユースの2Rの優先順位を高くして取り組みを進めています。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、追記しました。</p>
<p>【概要版】 3 ページ 3. 近隣自治体との協調と連携</p>	<p>災害時など他市町との連携体制作りを目指す必要があります。また、一部事務組合を通じて1市3町と連携を進めています。</p>	<p>災害時など他市町との連携体制作りを目指す必要があります。また、<u>猪名川上流広域ごみ処理施設</u>組合を通じて1市3町と連携を進めています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表現を統一しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
【概要版】 3ページ 5. ごみ有料化の実施	減量目標達成に向け て 、ごみの発生抑制・減量施策及び環境負荷の軽減に着手に取り組む必要があります。	減量目標達成に向けたごみの減量施策の実施、及び環境負荷の低減に着手に取り組む必要があります。	修正しました。
概要版 3ページ 5. ごみ有料化の実施	CO ₂ 削減を目的とした指定ごみ袋制の導入、及びごみの発生抑制（リデュース）を最優先とした ごみ 有料化の実施に取り組めます。 合わせて有料化に伴い得られる財源 を 、市民サービス施策を検討します。	<u>ごみの発生抑制（リデュース）施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみの有料化の実施</u> に取り組めます。 合わせて有料化に伴い得られる財源の <u>使途として</u> 、市民サービス施策を検討します。	修正しました。
【概要版】 3ページ し尿処理事業の概要及び基本方針	なお、公共下水道供用開始区域において、未接続の家庭・事業所等については、早期に下水道へ接続されるよう所管課と <u>共</u> に働きかけを行っていきます。	なお、公共下水道供用開始区域において、未接続の家庭・事業所等については、早期に下水道へ接続されるよう所管課と <u>とも</u> に働きかけを行っていきます。	文字揺れを統一するため、文言を修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
【計画】 全体	図、グラフの表記 図のタイトルの位置 下部 グラフの凡例の位置 上部	図、グラフの表記 図のタイトルの位置 <u>上部</u> グラフの凡例の位置 <u>右側</u>	表記を統一するため、修正しました。
【計画】 1 ページ (1) 計画策定の趣旨	市町村は、 廃棄物処理法 第6条第1項の規定により、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。	市町村は、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> 第6条第1項の規定により、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。	法律名を正式名称に修正しました。
【計画】 4 ページ (4) 計画の対象	表 1-1-1 対象ごみの種類（分別区分）と具体例 1 燃やすごみ 可燃性で一辺 40 センチ 未満のもの 9 燃やさないごみ 不燃性で一辺 40 センチ 未満のもの	表 1-1-1 対象ごみの種類（分別区分）と具体例 1 燃やすごみ 可燃性で一辺 40 <u>cm</u> 未満のもの 9 燃やさないごみ 不燃性で一辺 40 <u>cm</u> 未満のもの	文字揺れを統一するため、文言を修正しました。
【計画】 5 ページ (5) 分別区分と収集・処理体制	図 1-1-4 ごみ処理フロー（令和3（2021）年度実績） （図の右側にある「搬出」部分の「資源化」の枠内下から3つ目） 溶融メタル、溶融スラグ、溶融飛灰	図 1-1-4 ごみ処理フロー（令和3（2021）年度実績） （図の右側にある「搬出」部分の「資源化」の枠内下から3つ目） 溶融メタル、溶融スラグ、溶融飛灰 <u>（焼却から生じたもの）</u>	ご意見を踏まえ、追加しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
【計画】 9 ページ (1) ごみ量の推移	図 2-2-1 総ごみ排出量の推移 目盛り開始 20,000 から 5,000 区切り	図 2-2-1 総ごみ排出量の推移 目盛り開始 <u>40,000 から 5,000 区切り</u>	ご意見を踏まえ、変更しました。
【計画】 10 ページ	表とグラフの表記ページ 表 2-2-1 総ごみ排出量の内訳の推移 (5 年間) 11 ページ	表とグラフの表記ページ 表 2-2-1 総ごみ排出量の内訳の推移 (5 年間) <u>10 ページ</u>	ご意見を踏まえ、同じデータの表とグラフを同一ページの表記に変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
【計画】 11 ページ		<p><u>家庭系ごみは、燃やすごみが多くを占めており、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度はやや増加しましたが、令和3（2021）年度は減少しています。大型ごみ、燃やさないごみ、持込ごみは、直近5年間で増加傾向にあります。資源物の多くを占める紙・布類、プラスチック製容器包装は、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度はやや減少したものの、その後は減少前の水準に戻っています。</u></p> <p><u>事業系ごみのうち、燃やすごみが多くを占めており、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度はやや減少傾向で、事業系ごみ全体としても同様の傾向となっています。燃やすごみに次いで多い持込ごみは、やや増加傾向となっています。事業系ごみ量は、景気動向によって増減すること考えられるため、新型コロナウイルス感染症以降の変化を注視する必要があります。</u></p>	ご意見を踏まえ、追加しました。
【計画】 12 ページ (2) 1人1 日当たりごみ 排出量の推移	図 2-2-5 排出原単位（詳細）の推移 棒グラフ	図 2-2-5 排出原単位（詳細）の推移 <u>折れ線グラフ</u>	推移をわかりやすく見せるため、グラフを変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
【計画】 13 ページ	表 2-2-3 排出原単位（詳細）の推移	削除	表とグラフに同じ情報が掲載されているため、表を削除しました。
【計画】 13 ページ		阪神7市1町との比較の説明文、表、グラフの追加 （説明文） <u>家庭から排出されるごみ量である「家庭系ごみ（集団回収含む）の排出原単位」を阪神7市1町と比較すると、令和元（2019）年以降の排出量は4番目に多くなっています。</u> （表とグラフ） <u>図 2-2-6 家庭系ごみ（集団回収含む）排出原単位の阪神7市1町との比較</u> <u>表 2-2-3 家庭系ごみ（集団回収含む）排出原単位の阪神7市1町との比較</u>	ご意見を踏まえ、追加しました。
【計画】 13 ページ 目標値の達成 状況 1人1 日当たり排出 量	※参考：令和4（2022）年度の1人1日当たり排出量は822g となっております。	※参考：令和4（2022）年度の1人1日当たり排出量は822g <u>で目標を達成しました。</u>	ご意見を踏まえ、変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 14 ページ (3) 集団回収量の推移</p>	<p>図 2-2-6 集団回収量の推移</p>	<p>図 2-2-<u>7</u> 集団回収量の推移</p>	<p>修正、追加等に伴い番号を変更しました。</p>
<p>【計画】 14 ページ (3) 集団回収量の推移</p>	<p>表 2-2-4 集団回収量の推移(内訳)</p>	<p>削除</p>	<p>表とグラフに同じ情報が掲載されているため、表を削除しました。</p>
<p>【計画】 14 ページ (4) 中間処理量の推移 (焼却施設・リサイクルプラザ等)</p>	<p>図 2-2-7 焼却処理量の推移</p>	<p>図 2-2-<u>8</u> 焼却処理量の推移</p>	<p>修正、追加等に伴い番号を変更しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ ———— : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 14 ページ (4) 中間処理量の推移 (焼却施設・リサイクルプラザ等)</p>	<p>表 2-2-5 焼却処理量の推移</p>	<p>削除</p>	<p>表とグラフに同じ情報が掲載されているため、表を削除しました。</p>
<p>【計画】 15 ページ 2) リサイクルプラザ等での処理量</p>	<p>表 2-2-6 リサイクルプラザ等での処理量の推移</p>	<p>表 2-2-6 リサイクルプラザ等での処理量の推移を、大型ごみ処理量及び燃やさないごみ・資源物処理量の推移を棒グラフに変更</p> <p>図 2-2-9 大型ごみ処理量の推移</p> <p>図 2-2-10 燃やさないごみ・資源物処理量の推移</p>	<p>ご意見を踏まえ、変更しました。</p>
<p>【計画】 16 ページ 3) 資源化量とリサイクル率</p>	<p>リサイクル率は平成 29(2017)年度以降、約 26%～28%前後で推移しており、低下傾向にあるものの、国、兵庫県と比較すると、高いリサイクル率を維持しています。</p>	<p>リサイクル率は平成 29(2017)年度以降、低下傾向が見られます。国、兵庫県と比較すると高いリサイクル率を維持していますが、令和 3(2021)年度は類似自治体の平均値を下回っています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、変更しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 16 ページ 3) 資源化量 とリサイクル 率</p>	<p>図 2-2-8 資源化量の推移 表 2-2-7 資源化量の推移</p>	<p>図 2-2-<u>11</u> 資源化量の推移 表 2-2-<u>4</u> 資源化量の推移</p>	<p>修正、追加等に伴い番号を変更しました。</p>
<p>【計画】 16 ページ 3) 資源化量 とリサイクル 率</p>	<p>図 2-2-9 リサイクル率の国・県との比較</p>	<p>図 2-2-<u>12</u> リサイクル率の国、県、<u>類似自治体</u>との比較 <u>類似自治体の折れ線グラフを追加</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>【計画】 16 ページ 3) 資源化量 とリサイクル 率</p>		<p><u>※類似自治体の値は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)により抽出した自治体の平均値です。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>【計画】 17 ページ 目標値の達成 状況 リサイ クル率</p>	<p>大型ごみの有料化や溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によりごみの減量が進み、 ～ (略) ～</p>	<p>大型ごみの有料化によるごみの減量化及び溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によって、 ～ (略) ～</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 17 ページ (5) 最終処分量の推移</p>	<p>図 2-2-10 最終処分量の推移 最終処分量の合計のみ棒グラフに表記</p>	<p>図 2-2-<u>13</u> 最終処分量の推移 表 2-2-5 最終処分量の推移 <u>「焼却残渣」、「中間処理の残渣」、「直接処分」を棒グラフに追加</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>【計画】 17 ページ (5) 最終処分量の推移</p>	<p>表 2-2-8 最終処分量の推移</p>	<p>表 2-2-<u>5</u> 最終処分量の推移</p>	<p>修正、追加等に伴い番号を変更しました。</p>
<p>【計画】 18 ページ (6) 処理コスト</p>	<p>また、兵庫県や国の平均に比べ、1人当たりと、1t 当たりともに低く抑えられています。</p>	<p>また、兵庫県や国の平均に比べ、1人当たりと、1t 当たりともに低く抑えられています。<u>類似自治体の平均と比較すると、1人当たりの差は小さくなっており、1t 当たりは類似自治体より高くなっています。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、変更しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 18 ページ (6) 処理コスト</p>	<p>図 2-2-11 年間ごみ処理経費の推移 表 2-2-9 ごみ処理経費の推移</p>	<p><u>(グラフ)</u> <u>・図 2-2-11 年間ごみ処理経費の推移を 1 人当たりと 1t 当たり</u><u>にグラフを分割し、国、兵庫県、類似自治体の折れ線グラフを追加</u> <u>図 2-2-14 1 人当たり年間ごみ処理経費の国、県、類似自治体との比較</u> <u>図 2-2-15 1t 当たり年間ごみ処理経費の国、県、類似自治体との比較</u> <u>(表)</u> <u>表 2-2-6 ごみ処理経費の国、県、類似自治体との比較</u> <u>表 2-2-6 ごみ処理経費の推移に類似自治体を追加</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、変更・追加しました。</p>
<p>【計画】 25 ページ (3) 課題の整理</p>	<p>本市では、家庭系ごみが全体の排出量の多くを占めている状況が続いており、家庭系ごみの減量を着実に進めていくためには、市民の減量に向けて行動変容を進め、製品を提供する製造業や小売業をはじめとする事業者の協力も不可欠です。 また、組成分析調査の結果からは、燃えるごみに資源物が混在して排出されていることが分かっており、分別を徹底する施策が必要です。</p>	<p>本市では、家庭系ごみが全体の排出量の多くを占めている状況が続いており、家庭系ごみの減量を着実に進めていくためには、減量に向けて<u>市民の</u>行動変容を進め、製品を提供する製造業や小売業をはじめとする事業者の協力も不可欠です。 <u>令和 3 (2021) 年度と平成 23 (2011) 年度の組成分析調査結果(燃えるごみ)を比較すると、生ごみの割合が増加するとともに、資源物が混在して排出されている状況が続いており、生ごみの減量と分別を徹底する施策が必要です。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、変更しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
【計画】 25 ページ (3) 課題の整理		図 2-3-3 本市全体の適正排出割合（平成 23 年度調査との比較）を追加	ご意見を踏まえ、追加しました。
【計画】 26 ページ 2) 収集運搬	効率的な収集運搬を目指し、 平成 28（2016）年 5 月からは大型ごみの有料収集を開始し、令和 4（2022）年 4 月からはビン排出コンテナの事前設置及び収集を 廃止し 、「燃やさないごみ」、「有害ごみ」、「ビン」、「カン」の収集を月 1 回に変更するなど、収集体制の見直しを行ってきました。	平成 28（2016）年 5 月から大型ごみの有料収集を開始し、令和 4（2022）年 4 月からビン排出コンテナの事前設置及び収集を 廃止しました 。 <u>加えて</u> 、「燃やさないごみ」、「有害ごみ」、「ビン」、「カン」の収集を月 1 回に変更するなど、 <u>効率的な収集運搬を目指し</u> 、収集体制の見直しを行ってきました。	ご意見を踏まえ、変更しました。
【計画】 27 ページ 2) 収集運搬	国内外の動向をみると、循環型社会の実現に向けた取り組みが進展するとともに、低炭素社会から脱炭素社会に向けてシフトしつつあり、一般廃棄物処理においても、プラスチックごみ対策や、 削減 に対する取り組みが求められています。このように目まぐるしく変化する社会情勢に応じた収集運搬体制の構築が必要です。	国内外の動向をみると、循環型社会の実現に向けた取り組みが進展するとともに、低炭素社会から脱炭素社会に向けてシフトしつつあり、一般廃棄物処理においても、プラスチックごみ対策や、 <u>脱炭素化</u> に対する取り組みが求められています。このように目まぐるしく変化する社会情勢に応じた収集運搬体制の構築が必要です。	表現を統一するため、修正しました

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 27 ページ 3) 中間処理</p>	<p>～ (略) ～ 今後も構成市町及び一部事務組合と連携し、効率的で安全かつ安定した処理と管理運営を維持する必要があります。</p>	<p>～ (略) ～ 今後も構成市町及び<u>猪名川上流広域ごみ処理施設</u>組合と連携し、効率的で安全かつ安定した処理と管理運営を維持する必要があります。</p>	<p>文字揺れを統一するため、文言を修正しました。</p>
<p>【計画】 29 ページ 3) 中間処理</p>	<p>本市は、令和4(2022)年8月にゼロカーボンシティを宣言していることから、一般廃棄物処理の分野においても、ごみの収集運搬、焼却等の処理においてCO₂の排出を削減してい必要があります。そのためには、これまで以上にごみ排出量・処理処分量を減らす必要があり、様々な取り組みを進めていくことが求められます。</p>	<p>本市は、令和4(2022)年8月にゼロカーボンシティを宣言していることから、一般廃棄物処理の分野においても、ごみの収集運搬、焼却等の処理において<u>脱炭素化を推進</u>していく必要があります。そのためには、これまで以上にごみ排出量・処理処分量を減らす必要があり、様々な取り組みを進めていくことが求められます。</p>	
<p>【計画】 31 ページ</p>		<p><u>※循環型社会形成基本法で規定されているリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rに、リフューズ(拒む)とリペア(修理)を加えて5Rといい、循環型社会の形成に必要とされています。その中でも、特に社会経済システムの構築をめざすため、リデュースとリユースの2Rの優先順位を高くして取り組みを進めています。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 36 ページ (3) スローガン</p>		<p>※91g を身近なものの重さで例えると、卵約2個分です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>【計画】 37 ページ 3. 目標達成に向けた施策等</p>	<p>～ (略) ～ また、着実に目標を達成するため、特に重要な施策(5項目)を「重点施策」に設定し、取り組みを進めます。</p>	<p>～ (略) ～ また、特に重要な施策については、重点施策1～5を設定し、<u>ごみ減量化を着実に達成するために、重点施策5</u>に取り組みます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p>
<p>【計画】 47 ページ 【29】安定的、効率的な分別収集の実施</p>	<p>表 3-3-2 ごみの収集運搬体制 家庭系ごみ 大型ごみ 40cm四方の立方体以上の可燃物及び不燃物</p>	<p>表 3-3-2 ごみの収集運搬体制 家庭系ごみ 大型ごみ <u>単品で一辺 40 cm以上 (可燃物・不燃物) のもの</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 48 ページ 【31】資源物の持ち去り等への対策</p>	<p>～（略）～ 収集した資源物は有価物として市の収益となっていることから、 ～（略）～</p>	<p>～（略）～ 収集した<u>一部</u>の資源物は有価物として市の収益となっていることから、 ～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>【計画】 48 ページ 【31】資源物の持ち去り等への対策</p>	<p>～（略）～ 広報誌等での啓発やポスターの作成を行い、地域と連携して対策を進めます。</p>	<p>～（略）～ 広報誌等での啓発やポスターの作成を<u>行うとともに、地域と協力しながら持ち去り防止の啓発に努めます。</u> <u>また、他市の状況を調査して条例制定を検討します。</u> <u>◇他市の状況を調査し条例の検討</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、変更しました。</p>
<p>【計画】 52 ページ 【2】処理費用手数料の適正化に向けた取り組み</p>	<p>～（略）～ 加えて、その目的や処理費用負担の公平<u>性</u>の観点について市民への周知を図り、理解と協力を求めることが不可欠です。</p>	<p>～（略）～ 加えて、その目的や処理費用負担の公平<u>化</u>の観点について市民への周知を図り、理解と協力を求めることが不可欠です。</p>	

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 52 ページ 【43】ごみの有料化の実施</p>	<p>CO₂を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び ごみの発生抑制（リデュース）を最優先にしたごみ み有料化の実施に取り組みます。</p>	<p>ごみの発生抑制（リデュース）<u>施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化</u>を最優先にした<u>ごみ</u>の有料化の実施に取り組みます。</p>	
<p>【計画】 54 ページ （1）し尿処理事業の概要</p>	<p>～（略）～ し尿処理については、収集したし尿・浄化槽汚泥を市内にあるし尿中継所に搬入後、約20倍の水で希釈し、</p>	<p>～（略）～ し尿処理については、収集したし尿・浄化槽汚泥を市内にあるし尿中継所に搬入後、約20倍の水<u>（加茂雨水ポンプ場の雨水を活用）</u>で希釈し、</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>【計画】 56 ページ （3）し尿中継所の施設の状態</p>	<p>収集されたし尿・浄化槽汚泥は、し尿中継所で約20倍の水で希釈し、公共下水道に直接放流しています。</p>	<p>収集されたし尿・浄化槽汚泥は、し尿中継所で約20倍の水<u>（加茂雨水ポンプ場の雨水を活用）</u>で希釈し、公共下水道に直接放流しています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由
<p>【計画】 61 ページ (3) 収集・運搬・処理の方法</p>	<p>～ (略) ～ 収集したし尿はし尿中継所へ搬入後、約20倍の水で希釈し、 ～ (略) ～</p>	<p>～ (略) ～ 収集したし尿はし尿中継所へ搬入後、約20倍の水 <u>(加茂雨水ポンプ場の雨水を活用)</u> で希釈し、 ～ (略) ～</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>